

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 事件の概要

当該職員は、令和6年10月から令和7年9月にかけて計4回、同僚職員の財布から合計約24,000円を窃取しました。

令和7年9月2日（火）、同僚職員が、職場の控室内のロッカーに入れた財布から現金2,000円が紛失していることに気付き、その後、管理監督者が関係職員に聞き取りを行ったところ、当該職員が行為を認め、令和6年10月以降4回にわたって、同じ職員の財布から現金を窃取していたことが分かりました。

### 2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属・補職	職名	年齢	処分内容
総務局	技能職員	30代	停職 12箇月

※本処分については、令和8年3月13日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 係長級1名 市長口頭嚴重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005